

第3回行政不服審査法の改善に向けた検討会 議事録

日時：令和3年8月4日（水）16:20～18:20

場所：オンライン開催

出席者：高橋座長、大江構成員、大橋構成員、折橋構成員、田中構成員、前田構成員、渡井構成員

総務省行政管理局 白岩局長、阪本大臣官房政策立案総括審議官（併任行政管理局）、水野管理官、井上室長、鈴木副管理官、橋本主査、松本（淳）官、松本（未）官

1. 開会
2. 議題（1）
公正性の向上に関する論点の対応方針について
3. 議題（2）
国民の利便性の向上に関する論点の対応方針について
4. 議題（3）
その他の論点の対応方針について
5. 議題（4）
ヒアリング・アンケートの項目案について
6. 閉会

[資料]

- 【資料1】 報告書における論点一覧
- 【資料2】 ロジックモデルの手法を用いた改正行政不服審査法の全体像（未定稿）
- 【資料3】 公正性の向上に関する論点
- 【資料4】 国民の利便性の向上に関する論点
- 【資料5】 その他の論点
- 【資料6】 ヒアリング項目（案）
- 【資料7】 アンケート項目（案）
- 【参考資料】 「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究」（報告書）
「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究」（資料編）

1. 開会

（高橋座長） それでは、皆様お揃いになりましたので、行政不服審査法の改善に向けた検討会の第3回を開催いたします。本日は、構成員の皆様には御多用中にも関わらず、お集まりいただき、誠にありがとうございます。また、警察庁、総務省、法務省、財務省、地方3

団体の事務局の皆様にもオブザーバーとして傍聴いただいております。今回につきましても、オンラインでの開催となりますので、議事に入ります前に、注意事項などについて、事務局から御案内願います。

(井上室長) 高橋座長には、事務局と同じ会議室にお越しいただいております。

それでは、オンライン会議に当たっての注意事項といたしまして、イヤホンの着用、それから御発言時以外は「マイクをミュート」、「カメラをオフ」に、御発言時は、「マイクとカメラをオン」にして、「お名前」をおっしゃっていただき、御発言はゆっくりとお願いいたします。また、質疑応答・意見交換におきましては、御発言を希望される場合には、チャット欄に御発言希望の旨を、お名前とともにお知らせください。事務局からは以上となります。

(高橋座長) ありがとうございます。なお、今回につきましても、配付資料や議事録に関しては、会議終了後、できるだけ速やかに公開したいと思います。

本日の議事ですが、「公正性の向上に関する論点の対応方針」、「国民の利便性の向上に関する論点の対応方針」、「その他の論点の対応方針」のうち、赤字で記載しました重要論点に関して、それぞれの論点ごとに 10 分程度の自由討議を行い、時間に余裕がありましたら、青字の論点について討議を行いたいと思います。

また、前回の検討会で義務付け裁決の状況について話題となりましたが、事務局から報告を求めます。

(井上室長) それでは、前回の検討会では、「5. 4 義務付け裁決の在り方」に関連して、義務付け裁決が行われているものの詳細について、事務局で確認し、お知らせするということになっておりましたが、こちらは、資料 2 の 8 頁目に分野や件数を追記しております。詳しくは資料の 8 頁を御覧ください。

(高橋座長) 続きまして、本日の資料について事務局から御説明をお願いします。

(井上室長) それでは、本日の資料を御説明いたします。まず、資料 1 として報告書における論点一覧、資料 2 としてロジックモデルの手法を用いた改正行政不服審査法の全体像、資料 3 として公正性の向上に関する論点、資料 4 として国民の利便性の向上に関する論点、資料 5 としてその他の論点、資料 6、7 としてヒアリング、アンケート項目案を御用意しました。それでは、資料 1 から 7 までの概要について御説明いたします。

まず資料 1 ですが、今回の検討会で御議論いただく論点につきましては、赤字の「検討会で特に方針を議論いただく重要な論点」、青字の「検討会で方針を議論いただく論点」、緑字で書いております「事務局で方針を作成し、検討会で確認いただく論点」の 3 種類に分類しております。今回の検討会では、「3. 公正性の向上に関する論点」、「4. 国民の利便性の

向上に関する論点」、「５．その他の論点」について、御議論をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして資料２でございますが、こちらにつきましても前回の検討会と同様の作りとなっております。先ほど御説明いたしましたように、８頁の義務付け裁決に関しましては、数値だけではなく、分野や関係府省、それから、地方公共団体の類型についても追記しております。

それから、資料３、４、５でございますが、資料３につきましては「３．公正性の向上に関する論点」、資料４につきましては、「４．国民の利便性の向上に関する論点」、資料５につきましては、「５．その他の論点」となっております。資料３から５の論点の並びにつきましては、第２回検討会と同様に委託調査研究の報告書の順に並べておりまして、論点ごとに重要論点を赤字、議論いただく論点を青字、事務局において作成し御確認いただく論点を緑字としております。

また、赤字につきましては、議論のポイントとして施行状況調査結果から、現時点で把握しているデータを記載しております。青字につきましては対応方針を記載しております。また、緑字につきましても青字論点と同様に対応方針を記載しております。事務局からは以上になります。

２．議題（１） 公正性の向上に関する論点の対応方針について

（高橋座長） それでは、まず資料１の報告書における論点一覧のうち、「３．公正性の向上に関する論点」について４０分程度で検討いたしますが、御異存はないでしょうか。

それでは、資料１及び資料３に基づいて議論を進めてまいります。まず、資料の３の「審理員による争点整理等」についてですが、事務局から該当箇所の御案内をお願いします。

（井上室長） 論点「３．４審理員による争点整理等」につきましては、資料３の８頁を御覧ください。

（高橋座長） それでは、「３．４審理員による争点整理等」に関する論点について、議論を進めてまいりたいと思います。いかがでしょうか。

（田中構成員） 「３．４審理員による争点整理」について、難解な争点に対するものを含め、方針に異存ございません。ただ、この論点は、審査庁についても同じような問題が生じ得ると思います。

前回、審査庁が審査請求を却下するに当たって、処分性の有無や正当な理由の有無などの難解な論点について、審査会に諮問できるのかという点が議論になりました。審理員が難解な論点を法律専門家に照会できるとするのであれば、審査庁も同様にすべきなのか。いずれ

にしても、審理員だけの問題ではないということを述べさせていただきたいと思います。以上です。

（高橋座長） ありがとうございます。この点については、「5. 10 審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上」の議論の際に、審査会についてもまとめて議論したいと思います。

折橋先生、お願いします。

（折橋構成員） 広島大学の折橋です。資料3「3. 4 審理員による争点整理等」では、論点として、審理員が法律専門家などに照会できる制度を導入してはどうかということが挙げられています。この点、実際に活用されているかは分かりませんが、行政不服審査法 71 条の専門委員の制度が審査会にはあります。法律で審査会には規定が設けられていて、審理員には設けられていないことを踏まえると、審理員においてこのような法律専門家などに照会できる制度を設けることは、少し勇み足であり、難しいのではという気がしております。「3. 4」の結論に記載されているように、運用改善について、もう少し緩やかな形で考えるということはあると考えております。以上です。

（高橋座長） ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。それでは、次の論点に移らせていただければと思います。

次に「3. 5 の口頭意見陳述や職権調査の結果等の閲覧・謄写に関する論点」について、議論を進めてまいりたいと思います。事務局からよろしくお願いします。

（井上室長） 論点「3. 5」につきましては、資料3の9頁を御覧ください。また、関連するデータ、ヒアリング結果につきましては、資料2の21頁を御覧ください。

（高橋座長） いかがでしょうか。では、田中先生、お願いします。

（田中構成員） ありがとうございます。この論点につきましても、先ほどと同様に、審査庁に調査権限を認める場合には、同じ問題が生じると思います。審査庁が調査した結果について、審査請求人などが全く閲覧できないまま、半ば不意打ちのように裁決が行われてしまうことは、法の趣旨からあまり好ましいものではないと思いますので、その点も含めて検討していただければと思います。以上です。

（高橋座長） どうもありがとうございます。では、渡井先生、お願いします。

（渡井構成員） ありがとうございます。口頭意見陳述の記録は、審理員意見書、審査会の

答申、そして、もちろん裁決においても判断の基盤となるものですし、審査請求人が反論を行う上でも記録を確認する必要は高いものだと思います。そこで、審理手続に対する信頼性を確保するという観点からも、審査請求人の求めがあれば、関係者のプライバシーに配慮しながら閲覧・謄写を認めるべきではないかと考えております。以上でございます。

（高橋座長） ありがとうございます。では、前田先生いかがでしょうか。

（前田構成員） 口頭意見陳述の場合、その内容の音声を録音していることが多いのではないかと予想されます。音声を記録していれば書面化もある程度は容易であろうと思います。

行審法の審査請求事務取扱マニュアルで、口頭意見陳述を行ったときには記録を作成すると書かれていますし、その記録は法令で事件記録に含まれるということになっています。口頭意見陳述では審理関係人が招集されますので、実際に陳述を聞いているということもあります。ですので、書面化して閲覧・謄写の対象にし、さらに、職権で交付するということが望まれます。また、このような運用改善をマニュアルなどで求めているかどうかと考えています。現に記録の確認を求めて職権で交付している運用例もあると聞いております。以上です。

（高橋座長） ありがとうございます。では、大江先生いかがでしょうか。

（大江構成員） 基本的に方向性については同意いたします。他方で、この論点は、審査請求人の権利である閲覧請求権の範囲ということとも関わってきますので、マニュアルなどに記載するだけでよいのかという検討も必要であると思います。マニュアルへの記載にとどまってしまった結果、判断がしにくくなってしまう、かえって混乱を生じるということがあり得るのではないかと思います。ですので、法改正を要するか否かということも含めて検討すべきではないかと考えます。私からは以上です。

（高橋座長） ありがとうございます。この論点については、全体の方向性は一致していると思います。また、法改正事項があるかどうかということにも関わるとしますので、最後に検討するということにさせていただきます。

それでは、次に移らせていただければありがたいと思います。「3. 7 審理員意見書・答申・裁決の記載の適正化」について、議論を進めてまいりたいと思います。事務局からお願いいたします。

（井上室長） 「3. 7 審理員意見書・答申・裁決の記載の適正化」につきましては、資料3の13頁を御覧ください。

(高橋座長) では、資料3の13頁について議論したいと思います。この論点は、士業団体からの複数の意見がありました。では、渡井先生、次に、田中先生、お願いします。

(渡井構成員) この問題は、弁明書との関係でも前に議論をしたところですが、同じように、審理員が処分についてどのように判断したのかを明確にするために、審理員意見書などに処分要件に関する判断を示すことが重要であると思います。

そして、処分要件を全て満たしてこそ処分が適法となりますので、資料3の「方向性」の所に「審査請求人の主張にかかわらず」とありますように、審査請求人が主張していない点も含めて判断するということが、行政不服審査の目的からしても重要なのではないかと考えております。行政不服審査の場合、手続の適正さも含めて検討する必要があるのではないかと思います。以上でございます。

(高橋座長) では、田中先生お願いします。

(田中構成員) 私も渡井先生の御意見に賛同します。私が審査会委員として取り扱った事例やデータベースなどで拝見した事例、また、自治体の方から相談を受けたりした経験から、不十分な記載の審理員意見書などが存在することは、否定できないと思います。

渡井先生から御指摘いただいた内容は、職権主義の下での審査の在り方や意見書・答申書・裁決の記載の仕方として重要な点だと思います。行政不服審査制度は、裁判とは異なり職権主義であるということを前提に、記載の在り方について議論する必要があるのではないのでしょうか。

また、もう一つの論点として、事実認定が不十分である審理員意見書も見受けられるように感じております。これについては答申・裁決も同様ですが、この事実認定につきましては、非常に難しい問題です。つまり、裁判官は、司法研修所で研修を受けた後に、現場で研修を積んで事実認定のスキルを身に付けていくわけですが、審理員や審査庁がそのようなスキルを身に付けて、事実認定を適正にするにはどうすればよいのかというと難しい面もあると思います。審査庁・審理員への研修を御検討いただくに当たっては、その点も御検討いただければと思います。以上です。

(高橋座長) 御指摘、ありがとうございました。研修の在り方なども含めて御指摘いただいたところです。方向性としては全体としてよろしいでしょうか、

次に、「3. 11 裁決の公表の義務付け等」について、議論を進めたいと思います。事務局からどうぞ。

(井上室長) 「3. 11 裁決の公表の義務付け等」につきましては19頁になります。

(高橋座長) それでは、19 頁に基づいて議論をしていきたいと思います。前田先生、いかがでしょう。

(前田構成員) 裁決の公表で支障となる事例の把握を今回のアンケートで把握するということですが、裁決書そのものの公表というのは、なかなか進まないのではないかと推測しております。行審法 85 条が「裁決等の内容」ということになっていて、「裁決書そのもの」ではないわけです。裁決の内容として、例えば、結論や審査請求の趣旨、それから、審査請求の対象となっている処分はどういうもので、その根拠法令や規定は何なのかという項目のみ公表を促すような形だと、もう少し公表率が上がるのではと感じています。この辺は、事務局にも御質問した方がよいかと思っております。以上です。

(高橋座長) 今の御提案について、事務局どうぞ。

(水野管理官) おっしゃるとおり、85 条には「裁決等の内容」と規定されており、「裁決書そのもの」を公表するとしていません。あくまでも内容の公表ということでございます。

この論点につきましては、私どもも積極的に裁決を公表していただきたいと考えております。後ほど、データベースの充実の論点とリンクしてくるところでございますが、裁決の内容をばらばらと公表されても、使い勝手が悪いのではないかと考えております。

その上で、ヒアリングやアンケートを用いて、課題、支障例、データベースに載せてくれない理由などを把握したいと考えております。推測ですが、匿名化をしたとしても、審査請求人などをある程度特定できてしまう可能性から躊躇する場合もあるのではないかと考えています。また、匿名化するにしても、手間がかかるということも理由の一つではないかとも考えています。

行審法の規定では、審査会の答申について、その内容を公表することとされておりますので、裁決もその程度において公表すれば足りるのではないかと考えています。また、データベースに登録していただければ、他の審査庁の方でも裁決を参考にしていただけるという大変大きなメリットがあるのではないかと考えています。このような意義などを丁寧に説明して、データベースへの登録によって裁決の内容を公表するということをお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

(高橋座長) データベースにどの程度のものを載せるのか、載せてほしいのかということについても、今の御発言を踏まえて議論していきたいと思います。折橋先生、いかがでしょう。

(折橋構成員) 水野管理官、前田先生から御指摘のあった方向性、御視点に賛成するところですが、プライバシーなどへの配慮という点については、自治体などで非常に件数の少な

い所があるかと思います。ですので、件数が一定数以上ある所に絞って、努力義務をもう少しより公表に向けて進めていただけるようなマニュアルへの提言などを考えてもよいかと感じております。以上です。

（高橋座長） 絞るとしたらどういうイメージですか。

（折橋構成員） イメージとしましては、いかに細かく黒塗りなどにしても、審査請求の件数が少ない自治体にとっては、プライバシーの確保という観点からなかなか公表には踏み切れないと思います。このような理由から、審査請求の処理件数をある程度考慮した上で、一定数以上ある所には、公表の仕方、黒塗りなどの仕方をマニュアルなどで示した上で、裁決についても積極的にデータベースなどを活用しながら公表していただくことをマニュアルに記載してもよいのではないかと思います。

（高橋座長） 分かりました。マニュアルなどにそのようなことも書いた方がよいのではないかと。もう少し強い形で書いた方がよいのではないかというお話と承りました。法令改正事項としてはどうでしょうか。

（折橋構成員） 国が審査庁となるものについては、資料3の補足説明でも少し触れていますが、法令改正を含めて公表を義務付けてもよいかと個人的には思っています。ただ、負担が大きい、あるいは、件数が少ないということから、法令改正といたしましても地方の審査庁となるものまでは広げない方がよいと思います。個人的に、国が審査庁となるものについては、裁決の加工の仕方自体は例示するとして、公表を義務付けてもよいのではないかと考えております。他の構成員の先生の意見を伺えればと思います。

（高橋座長） では、この際ですからいかがでしょう。大橋先生、どうぞ。

（大橋構成員） 私も裁決は公表をする方向で進めるということに賛成です。今お話に出ていたように義務付けという形まで行うのか、当面は公表が望ましいという形で積極的に行うのかという論点があります。現状、弱々しい規定になっている理由は、国・地方公共団体・民間団体など、審査庁の主体が多様だからということです。その中で、もう少し強く裁決の公表を求めていく場合に、どの主体を選ぶのかという点で、先ほどは国という括りがありました。しかし、地方公共団体を簡単に外してはいけないという気がしています。

また、先ほどの裁決の内容の公表について、裁決をピックアップして別の文書を作るということは、むしろそれはそれで手間のような気がします。実際に、審査会が出した答申をデータとして持っていて、それをベースにして裁決が出されているような場合、加工するのであれば、原則裁決に近いようなものを出してもらおうというようなことを促していくような

方法もあるのかなと思ったところです。

（高橋座長） この点について、最後のところでもう一度議論してみたいと思います。大江先生、どうぞ。

（大江構成員） 一般論としてはこれまでの流れに賛同いたしますが、裁決が答申の内容や審理意見書と異なる場合についてのみ、裁決自体の公表を義務付ける形を取る余地はないでしょうか。裁決書の理由において、裁決の主文が審理員意見書や答申と異なる場合にはその理由を示すということになっています。その理由が示されているということも含めて、適正な処理が行われていることを検証するという点からも、裁決の主文が答申などと異なる場合についてのみ、最低限、法令で義務付けという可能性もあり得ると考えております。私からは以上です。

（高橋座長） 新しい尺度が出ましたが、事務局、いかがでしょう。

（水野管理官） おっしゃる可能性もあろうかと思っております。その上で、折橋先生がおっしゃったとおり、コミュニティーが小さい小規模自治体で裁決を公表してしまいますと、個人が特定されてしまうという懸念もあると思っております。異なる尺度で検討する余地はあると思います。

この論点につきましては、引き続き御議論いただきたいと思います。却下裁決や全部認容裁決のときまで公表すべきなのか、また、大量請求の場合にも全ての裁決を公表するのかなど、どこまで公表を義務付けるのか実務上の負担も考慮しなければならないところもあると思っております。このため、まずは現状、特に行政庁における支障や課題を把握した上で検討してまいりたいと考えています。

（高橋座長） 強弱とその視点を少し整理していただいくということで、最後にまた議論していただければありがたいと思います。折橋先生どうぞ。

（折橋構成員） 最後に大橋先生がおっしゃった、裁決の義務付けの対象は国だけで良いのかという点で、私も補足説明を書いたときには思いが及んでいませんでしたが、裁決公表の意義は、一つはやはり相場観といいますか、このような処分に対して、このような不服申立てがあつて、どのような裁決が出たかということを知る、そのような機会として非常に意義が大きいと思います。国だけに裁決の公表を義務付けるのであれば、国に来る処分に偏りますので、できれば地方公共団体の特に大きな自治体については、なるべく国と同様に公表を進めていただけるような議論があると良いと思います。以上です。

(高橋座長) それでは、特に重要な論点として挙げられました三つの論点につきましては、本日の議論を踏まえまして今後、取りまとめを行いたいと思います。

続きまして、検討会で方針を議論いただく論点についてですが、こちらについては三つの論点があります。まとめて議論を進めてまいります、事務局、よろしくお願いします。

(井上室長) まず、「3. 2 調査結果の書面化の義務付け等」、「3. 6 職権による提出書類等の交付」、「3. 10 答申書への職権調査事項の記載の義務付け等」の三つの論点がございいます。「3. 2」につきましては、資料3の2頁から5頁、「3. 6」につきましては資料3の11頁から12頁、「3. 10」につきましては、資料18頁を御覧ください。

(高橋座長) まずは「3. 2 調査結果の書面化の義務付け等」について、いかがでしょうか。前田先生、どうぞ。

(前田構成員) 「3. 2」に限ったことではないですけれども、おおむね、審理意見書、答申、裁決に関する判断の基礎となるような調査結果については、書面化して、特に審査請求人に閲覧を認め、又は職権で交付するという方向ですよね。「3. 2」の③の方向性や対応方針などを見ると、そのような考え方になると思います。他方で、例えば、実際に、審理員が個別のケースで、調査結果に判断の基礎となる内容が含まれているかどうかを判断することは、なかなか難しいのではないかと予想しております。

恐らく処分要件該当性を判断するための事実、又はその裏付けとなるような調査結果ということになりますが、それでもなお判断が難しいところがあるだろうと思います。ですので、書面化などについて適切に判断できるような具体例をマニュアルなどで例示することが求められるのではないかと考えております。以上です。

(高橋座長) 分かりやすい例を示してほしいという話だと思います。ありがとうございます。そこは事務局、よろしいですかね。

(井上室長) 承知いたしました。マニュアルにわかりやすい例を加えることや、今後、実施する研修で周知を図って参りたいと思います。

(高橋座長) 分かりました。御指摘ありがとうございました。田中先生、どうぞ。

(田中構成員) この「3. 2」あるいは「3. 10」という問題につきましては、私も所属する審査会で調査審議する中で、この論点は、審理員の段階できちんと調査した上で問題ないか判断したのか、それとも、判断をしないまま審査会に諮問されているのか分からないということも含めて問題と感じていました。結局のところ、先ほど話のあった審理員意見書に

処分要件充足性を明記していないために、論点をしっかりと精査した上で判断をしたのかどうか分からず、かつ、それについて職権調査を行ったのかどうかも分からないというのが現状だと思います。前田先生から、どの部分が判断の基礎になる内容なのか難しいという御指摘もありましたが、まずは処分要件充足性を審理員意見書や答申書にしっかりと記載し、処分要件を満たしていると認定した根拠となる証拠を挙げるという基本ができていれば、この問題はクリアできると思います。ぜひその辺りをマニュアルや研修で周知していただければと思います。以上です。

(高橋座長) ありがとうございます。「3. 2 調査結果の書面化の義務付け等」から「3. 10 答申書への職権調査事項の記載の義務付け等」まで出てまいりましたが、他にはいかがでしょうか。

では、おおむねこのような方向性で御議論いただいたと受け止めさせていただきたいと思います。それでは、今御議論いただいたものを踏まえて、取りまとめに反映させていただければありがたいと思います。

それでは、議題(1)の「事務局で方針を作成し、検討会で確認いただく論点」につきまして、事務局から御報告をお願いしてもよろしいでしょうか。

(井上室長) 資料3のうち「事務局で方針を作成し、検討会で確認いただく論点」につきましては、五つございます。まず、資料3の1頁目が「3. 1 審査庁の調査権限」でございます。こちらにつきましては、「審査庁の調査権限に関する規定がなく、審理員指名前に指名の要否に関して調査が必要になる場合や、『現時点で棄却すべきでない』の答申がなされた場合に、対応が困難であるため、審査庁の調査権限を認めるか、一定の場合には審理員を再指名することができるようにしてはどうか」という論点でございます。これにつきましては、「審査庁は、審理員意見書及び審査会の答申を踏まえた裁決を行うに当たり、当然に必要な調査を行うことができるもの」と解されます。また、「審理員の再指名については、審理員意見書の提出前においては、除斥事由に該当する場合など限定的な場合に行うことが適当であり、行審法が想定しているところではない。審理員意見書の提出後、『現時点で棄却すべきでない』といったように、審理をやり直すべき旨の審査会の答申が出されることは、行審法の想定しているところではないものの、審査庁において調査の上、対応するものである。」と考えています。

続きまして、6頁の「3. 3 第三者に対する物件提出等の義務付け」でございます。こちらにつきましては、「第三者に物件の提出等を求めても、『根拠がないため本人の同意がないと提出できない』として提出を拒まれるケースがあることから、提出を義務付けてはどうか。」というものでございます。この論点は、「平成26年法改正の際の整理としては、審査請求人や審査請求の当事者ではない審理の第三者である所持人に提出義務を課すまでは重すぎると考えられるため、積極的な協力に期待し、『求めることができる』にとどめられた」

という経緯があります。本件について、「仮に、行政機関や独立行政法人等から、個人情報の取扱いの点で提出を拒まれるような場合には、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法上、本人の同意や相当の理由があるときには、目的外に提供できる規定もあることから、第三者からの提出を促進できるよう、マニュアル等に記載すること」を考えております。

続きまして、15 頁の「3. 8 裁決書の審査会への送付」でございます。これは、「裁決が公表されておらず審査会に対して送付もされないことから、答申の結果がどうなったのか審査会が知ることができず、公正性が検証できないことから、審査会に対する裁決の送付を義務付けてはどうか。」という論点でございます。本件につきまして、「行政不服審査会等は、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックし、裁決の客観性・公正性を確保するため、審査庁の諮問機関として設けられたもの」であることを踏まえれば、「行審法上、答申に係る裁決の結果について、必ずしも審査会に送付を義務付ける必要はないと考えられる。なお、裁決の内容については、各審査庁において、『行政不服審査裁決・答申検索データベース』に掲載し、公表されることが望ましく、『5. 9 データベースの充実化（体制整備関連）』の検討を踏まえ、公表を推進していくこと」を考えております。

次に 17 頁の「3. 9 審査会の調査対象に処分庁を明記」でございます。これは「行審法 74 条所定の『審査関係人』に処分庁は含まれないが、審査会による調査の多くは処分庁に対するものであることから、調査対象として処分庁を明記すべきではないか」というものです。対応方針として、「行政不服審査会等においては、審理員による審理手続など、審査庁がこのような判断に至るまでの過程の適正性を含め、審査庁の判断の妥当性について調査審議を行うことになるため、審査関係人（審査請求人、参加人及び審査庁）に対する調査を想定し、これらが明記されているもの」であります。「処分庁についても、『適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査』として、資料の作成及び提出を求めること等が可能であることから、上記の趣旨も踏まえれば、特段の明記は不要」であると考えております。

最後に 20 頁の「3. 12 審査庁に対する事案に関する情報提供の義務付け等」でございます。こちらにつきましては、「審査請求後に、処分庁が原処分を職権で取り消したり、実質的に原処分の取消に相当する新たな処分をしたりしたにもかかわらず、当該事実を審査庁に知らせないため、不適切な処理がなされるケースがあることから、審査庁に対する情報提供義務を処分庁に課すべきではないか」というものでございます。対応方針としては、「報告書の方向性を是として、マニュアル等に記載」したいと考えております。緑論点につきましては以上でございます。

（高橋座長） ありがとうございます。それでは、ただ今の報告につきまして、構成員の皆様からの御意見を頂戴したいと思います。では、大橋先生、どうぞ。

(大橋構成員) 「3. 8 裁決書の審査会への送付」についてです。審査会は諮問機関であるから、裁決の送付の義務付けは不要であると書いてあります。他方で、審査請求が行われる論点というのは、割と限定された範囲になっています。そうだとすると、以前に審査会が出した答申がどのような裁決となったのかということは、非常に関心事になります。その点で、諮問機関であるという観点でも、裁決の送付が必ずしも必要ないとはいえないのではないかと思います。また、諮問をお願いした機関に対して、その結論を示すということは、ある意味当然のことなのではないかという気がします。

(高橋座長) 折橋先生、いかがでしょう。

(折橋構成員) 大橋先生が指摘された点に賛成です。私も地方の審査会で答申を出した後、同様の処分について別途、答申を求められることがあります。審査会に諮問されるときには、審査会の事務局から、「前回の答申に対する裁決はこうなっていますよ」と教えていただいたりしています。タイミングや審査会のメンバーが途中代わってしまうこともあるかもしれないので注意は必要ですが、審査会に裁決が伝わるような形を検討いただく方が良いと思います。以上です。

(高橋座長) 裁判官の方と話すと、自分の出した判決がその後どのようなになっているのかについて、ほとんど関心がないようです。それは、判決には執行力があるから、それに従って当たり前だという意識があるからだそうです。一方、裁決の答申の場合は、審査庁が答申をどのように受け止めて裁決を行ったのかについて、私は、もし裁決が答申と異なる判断になった場合には、伝えてほしいと思います。事務局がどのように考えているのか教えていただければありがたいと思います。

(水野管理官) この記載について、誤解を招くものになっていたと思います。審査会に対して、答申を踏まえた裁決がどうなったのかを教える必要は全くないという意味合いで理解されたと思いますが、それは誤解でございます。当然のことですが、審査会の答申を踏まえて審査庁の裁決がどうなったのかということは、審査会の方に事後的にお知らせするのが当然であると思っています。

ただし、法律上の義務として規定するということについては、若干疑問が拭えないところがございます。あくまでも諮問機関でございますので、諮問機関に対しては、諮問・答申という一連の手続を法律に規定すれば足りると思っております。実際に、その答申を踏まえてどういう裁決が出たのかお知らせすることは、当然のマナーとしてあるべきものと考えております。ですので、ここはマニュアルなどで必要事項を記載することを考えております。

(高橋座長) 分かりました。そのような趣旨だそうです。大橋先生、いかがでしょう。

(大橋構成員) 全ての裁決を送付するという意見ではなくて、高橋先生おっしゃったように、答申とは異なる裁決が行われた場合に、それを教えてほしいということが第一義です。ただ、この書き方だと、自信を持って裁決を送らない場面が増えそうで困ると思った次第です。

(高橋座長) 分かりました。表現を少しお考えいただくということでよろしいでしょうか。貴重な御指摘どうもありがとうございました、では、田中先生、いかがでしょう。

(田中構成員) 「3. 1 審査庁の調査権限」についてです。審査庁に調査権限があるのか否かが分からないという問題が地方公共団体から指摘されています。これについて、「当然に必要な調査を行うことができる」という有権解釈を示していただいたことは非常にありがたいと考えます。さらに、調査ができるのであれば、その調査の記録について記録化するのか否か、あるいは、それについて閲覧・謄写は可能なのかなど、審査庁の調査権限を肯定した結果として次の論点が出てくると思います。そのため、必要な調査を行うことができる、で終わるのではなく、ぜひ地方公共団体が処理に悩む必要がないように、そのような論点も含めてお示ししていただければと思います。以上です。

(高橋座長) 事務局、その点はいかがでしょう。

(井上室長) マニュアルなどでお示しするという方向で検討していきたいと存じます。

(高橋座長) では、そのように取りまとめさせていただければと思います。今の先生方の御意見を踏まえまして、資料3について最終的な集計をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3. 議題(2) 国民の利便性の向上に関する論点の対応方針について

(高橋座長) 続きまして、資料1の報告書における論点一覧のうち、「国民の利便性の向上に関する論点」につきまして検討したいと思います。それでは、「4. 3 執行停止に関する手続の整備等」について、事務局から該当箇所の御案内をお願いしたいと思います。

(井上室長) 「4. 3 執行停止に関する手続の整備等」につきましては、資料4の5頁を御覧ください。また、関連するデータにつきましては、資料2の15頁をご覧ください。

(高橋座長) それでは、「4. 3 執行停止に関する手続の整備等」につきまして御議論を進めていただきたいと思います。では、大橋先生、いかがでしょうか。

(大橋構成員) 執行停止については、マニュアルなどで教示するということが資料4に書いてあります。それに加えて、執行停止がどのような形式・手続で実施できるのか、実際に今まで執行停止がどのような場面でどの程度使われたのか、という具体例を紹介した方がよいのではないかと思います。このような具体例についてヒアリングなどを通して把握する必要があると思います。

(高橋座長) では、今の段階での調査結果を報告してください。

(井上室長) 件数については、「4. 3」の下の参考の所に、少し古いデータですが、平成28年の件数を記載しております。また、昨年度の行政管理研究センターにまとめていただいた調査研究資料編の14頁などに、執行停止の処分についての具体的な法令名などが記載されております。現状、把握しているものとしてはその辺りになります。

(大橋構成員) 情報公開法、生活保護法、障害者総合支援法、介護保険法などでございましょうか。

(井上室長) そのとおりでございます。

(大橋構成員) 情報公開が多いですね。

このような形で情報公開法とか障害者総合支援法という記載だけだと、恐らくイメージが湧きにくいと思います。ですので、義務付け裁決のときと同様に、実際に使う場面など具体的な情報を発信する必要があると思います。

(井上室長) 情報の発信については、具体例などを幾つかピックアップして、具体的にマニュアルに記載する又は研修をする方向で検討します。いずれにしましても、どのような場面で執行停止を使えるのかということについては、周知を行っていくことが重要かと思っています。

(高橋座長) では、その周知方法についても含めて事務局で御検討いただければありがたいと思います。では、折橋先生いかがでしょう。

(折橋構成員) 「4. 3」のところで、執行停止が有効な処分それ自体が、多くないのかもしれないと感じております。そうすると、個別に執行停止が有効なものについては、処分

庁の方から、行審法 84 条で積極的に情報提供をしていただくという対応をマニュアルなどで示していくことも、一つの方法かと考えております。

(高橋座長) ありがとうございます。

それでは、議題の(2)のうち「事務局で方針を作成し、検討会で確認いただく論点」につきまして、事務局から御報告をお願いしたいと思います。

(井上室長) それでは、資料4のうち、「事務局で方針を作成し、検討会で確認いただく論点」につきまして御報告いたします。こちらにつきましては六つの論点がございます。順番に御説明いたします。

まず、1頁目の「4. 1 審査請求期間の更なる延長」です。こちらにつきましては、「審査請求に先立ち情報公開請求により処分基準を入手する必要がある事案等においては、審査請求期間を3月から更に延長すべきではないか」という論点でございます。この論点の対応方針につきましては、「平成 26 年法改正において、審査請求人の不服申立ての機会を保障することと、審査請求に対応する行政運営上の合理的負担等とを勘案し、旧法の 60 日を3か月に延長しているものであり、特段の事情変更もない中で、更なる延長を行うことまでは要しない」と考えているところです。

次に3頁の「4. 2 オンラインによる審査請求」です。こちらにつきましては、「オンラインでの審査請求を推進すべきではないか」という論点でございます。対応方針として、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル手続法)に基づき、オンラインによる審査請求は、実際に受け付ける審査庁においてオンラインの体制整備が必要とはなるが、制度上は既に可能」であります。ただし、「方法についてはマニュアル等にも記載しているところであり、審査庁において個々の手続件数、費用対効果、システム整備方針等を踏まえ、各審査庁において判断されることとなるものと考えられる」ところでございます。

7頁の「4. 4 オンラインによる口頭意見陳述の促進」でございます。こちらにつきましては、「オンラインによる口頭意見陳述を推進すべきではないか」という論点でございます。こちらの対応方針は、「行審法施行令第8条の『映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話ができる方法』として、いわゆるウェブ会議システム又はテレビ会議システムを整備している場合、審査請求の事案に応じ、場所として会議 URL 又はウェブ会議などの中継場所等を指定してオンラインで実施するといった、審査請求人又は参加人の利便性に配慮した対応をとることも可能であるとしたため」、審査請求の事案に応じて対応可能としているところでございます。

続きまして、9頁の「4. 5 不服申立てに関する教示の徹底」でございます。これは、「処分庁が教示文の記載されていない書式を用いている事例があり、教示義務の履行の徹底を促すべきではないか」という論点でございます。この論点の対応方針につきましては、「処分庁に対する周知徹底が不十分であるものと考えられることから、報告書の方針を是とし

て、マニュアル等に書式を掲載する」という方針で考えております。

続きまして、10 頁の「4. 6 個別案件の処理状況に関する審査請求人への情報提供」でございます。これは、「審査庁に個別案件の処理状況を問い合わせても回答が得られないため、審査請求人等に対する情報提供を義務付けてはどうか」という論点でございます。こちらの対応方針は、「行審法第 84 条に基づき、審査庁は、審理手続終結時期の見通し等について、求めに応じ、情報提供に努めなければならないとされており」、同条の趣旨の周知を図ってまいりたいと考えております。

最後に 11 頁の「4. 7 審査請求人に対する士業団体等の紹介」でございます。これは、「審査請求人に士業団体等を紹介することが情報提供の一環として許容されることを明確にしてはどうか。（地方公共団体から、代理人を付したほうがよいと考えられる事案であっても、審査請求人を誘導することになるため士業団体を紹介することができないのではないか）」という論点です。こちらの対応方針につきましては、「行審法 84 条に基づき、「必要な情報」として提供される情報は、不服申立てをしようとする者等の求めに応じ、各行政庁において判断されるものであるが、審査庁からの士業団体等の紹介についても、各行政庁が、個別事案における必要性を判断の上、行うものであるため、一律に示すことは適さない」と考えています。以上でございます。

（高橋座長） それでは、ただ今の報告につきまして、構成員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。何か特段ございませんか。

では、国がオンライン申請・デジタル化を立ち上げようということは考えられないでしょうか。

（水野管理官） オンライン申請について、今直ちに動きがあるわけではございません、ただ、デジタル庁ができることもあり、行政手続全般のデジタル化の中で、今後動きが出てくることはあるのかとは思っております。

（井上室長） かつて、現状の申請をそのまま電子申請システムで可能となるようなシステムなどを構築しようとしたことがあります。利用が進まないなどの状況があり運用を停止したなど厳しい状況がありました。電子申請などについてはデジタル手続法により制度的には可能となっていますので、審査請求についてオンライン申請が実現されるかどうかは審査庁が、「是非やりたい」とお考えいただくかどうか、そのお心次第というところと思います。

（高橋座長） 分かりました。それでは、特段の御意見ないということでございましたので、今までの意見を踏まえまして資料 4 の内容などについて了承したいと思いますので、よろしく申し上げます。

4. 議題（３）その他の論点の対応方針について

（高橋座長） それでは、議題の（３）、資料１の報告書における論点一覧のうち、「５．その他の論点」について検討することといたします。それでは、「５．８付言への応答義務」について、事務局から該当箇所の御案内をお願いいたします。

（井上室長） こちらにつきましては、資料５の５頁を御覧ください。

（高橋座長） それでは、「５．８の付言への応答義務」について議論を進めたいと思います。いかがでしょうか。御意見頂戴したいと思います。渡井先生、どうぞ。

（渡井構成員） 付言でございますが、これは答申の結論に影響はないものではありませんけれども、行政の適正な運営という観点から改善を促したいという趣旨で付けるものです。ですので、それが裁決書に反映されませんと、処分庁が承知しないままになってしまうと思います。そこで、処分庁にきちんと付言の内容が伝わるような方法を確保することも必要ではないかと思っております。先ほどの、裁決書の審査会への送付に関する御議論を伺っていましたが、審査会への諮問の後、それがどのような結果になったのかについてもフィードバックがあれば、付言を後押しする要因になるのかもしれない。

あとは次のデータベースの議論にも関わりますが、審査会が付言を答申に付けるのであれば、それを簡単にデータベース上でも検索できるように、付言であることが明確に分かるように形式を整えたら良いのではと思いました。以上でございます。

（高橋座長） ありがとうございます。特に対応を求めたい付言であれば、付言であることを明示していただくということは重要だと思いますので、そのような方法を求めるということはあるのかと思います。事務局はいかがですか。

（水野管理官） 以前にも議論になりましたが、実際の答申では必ずしも「付言」という言葉を用いていないので、データベースで検索をしてもヒットしないという現状があります。例えば、各審査会の答申で付言を付す場合には、付言であるということを明記していただくようお願いするという方法も一案であると考えてございます。

（高橋座長） データベースについてはそのような議論もありました。他はいかがでしょう。大橋先生、いかがでしょう。

（大橋構成員） 私も付言の論点は、運用上非常に大切にすべき部分であるという気持ちが

強くあります。行政法令などを改正し、審議会で議論をして条文を作成しても、ほとんど運用例がない又はスルーされたまま終わるというものが多い中で、審査請求の答申における付言というものは国だけではなく、地方も含めて非常に活用されており、実際の具体例が多いのです。それは、需要が実際にあるということだと思います。審査会は、もちろん個別の審査請求に対して応えるということが主たる任務ではありますが、同一の分野から同一の諮問が次から次に出てくるという状況があります。そのような場合には、付言を付すということを行なってきました。なので、付言を重要視すべきだと思います。

ただ、先ほどから意見が出ていますように、今までは決まった形式がなかったので、答申の後ろに付言と書く場合もあれば、途中になお書きで少しだけ書く場合もありました。今回の検討会で、付言に対する応答義務という形で踏み出すのだとすれば、明確に付言と分かるような形式を取ってもらうということを徹底させる必要があると思います。付言は結局、処分庁を縛るわけでもないし、諮問を受けたことに関わる中で、提言として付言を行うという権限です。なので、これは8条機関か、3条機関かということで結論が左右されるような理論的な結び付きもないと思っております。例えば、応答を義務付けるなど、付言を少し注目されるような形にさせていただくと、この論点への注目が一步進むのではという気がしております。以上です。

(高橋座長) 付言出す又はそういうものを出したいという審査会のレベルもあると思いますから、対応してほしい付言は付言として明記しましょう、という話だったと思います。その方向で少し考えてみていただければありがたいと思います。前田先生、どうぞ。

(前田構成員) 付言の重要性については、大橋先生、渡井先生の御意見のとおりで、私も常々そう考えています。「議論のポイント」では、審査庁の諮問機関として審査会が設けられたものであるということが書かれています。そうすると、今までの御意見にもありましたように、審査会としては付言を明確に書くということが必要だと思います。また、それを受け止めた審査庁は、処分庁に対してその内容がしっかりと伝わるように、答申そのものを送付するという必要もあると思います。あるいは、場合によっては裁決の中でこのような付言があったということを明記するなど、付言が活かされる伝え方についてももう少し具体的に明記していただきたいと思っております。以上です。

(高橋座長) 事務局、いかがでしょう。

(水野管理官) 付言につきましては、各先生方の御関心も高いように感じましたので、事務局内部で議論を重ねてきたところでございます。先ほどと重なりますが、付言であるということが分かりにくい状況もございます。そこは、例えば、様式などを整備しまして、付言であるということが一目で分かるような形にしていきたいと思っております。

ただ、そもそも論ですが、付言につきましては、審査会が付言をする必要がない状態というものが理想なのではないかと考えております。実際にどのような付言があるのか、改めて整理してみる必要もございますが、例えば、諮問庁からの資料の提出に、時間がかかり過ぎていることに対する付言や、審理員意見書の内容が不十分であるという付言など、これは苦言といってもよいかもしれませんが、そのような内容が見受けられるものがございます。このようなものにつきましては、論点「5. 10 審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上」で対応をします。そして、そもそも審査会が付言をする必要がない状態を目指すというのが筋ではないかと考えてございます。

また、それ以外でも例えば、処分の不当性が問われているような場合など、処分庁と審査請求人のトラブルに起因するような付言もあるのではないかと考えています。こちらにつきましては、大橋先生から第1回の検討会でも御指摘いただいたと記憶しておりますが、原処分の段階から処分対象者の言い分を、例えば、聴聞手続や弁明手続を利用して把握する、また、処分の理由を明確に提示して被処分者に御理解いただくなどの、処分前の手続をしっかり行うことによって、ある程度対応可能なのではないかと考えてございます。行政手続法の施行から間もなく30年を経過するということもあり、行政手続法と行政不服審査法は一連の連続した手続でございますので、行政手続法の一層の周知の必要性といったことも、御指摘いただければと考えている次第です。以上でございます。

(高橋座長) 今までの話だと、処分に関係ないけれど、行政運営の問題という事案はたくさんあって、それに付言をしているという場合も出ています。これについてはどうでしょうか。

(水野管理官) 付言というのは、幾つかパターン化されていると思います。審査庁の事務手続がおかしいとか、時間がかかり過ぎているといったものにつきましては、論点「5. 10 審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上」の方でなるべく解消できれば良いと思います。それから、そもそも行政処分の前からきちんと手続を行なっていれば、ここまでこじれることはなかった、という付言もあるので、それについては事前手続の方で徹底することによって、なるべく解消したいと思います。

それでも残る付言というのもあると思いますので、そこにつきましては、各諮問庁や処分庁にも、当然に対応していただく必要があると思っています。ただ、技術的なことを申しますと、答申の中でどこが付言なのか明確に分からない場合やデータベースの検索でもヒットしないというようなこともございますので、改善をしていきたいと思っています。

(高橋座長) 分かりました。これについていかがでしょうか。大橋先生、いかがでしょう。

(大橋構成員) 今お話があったとおり、「5. 10 審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の

確保及び能力の向上」と密接に関わる問題だと思います。ただ、一朝一夕に変わるということではなくて、繰り返し改善していくということだと思います。そうすると、もちろん研修を企画するという手段はあると思いますが、日々の運営の中で、問題提起や質の向上の問題を後押しするツールとして、先ほど述べた付言というものが有り得るのではないかと思います。

なので、付言の機能は、そのようなコミュニケーションでもあり、教育プロセスでもあり、行政能力の向上につながるようなものでもある。さらに、以前議論をした、違法か不当かという問題について、不当を不当として議論しにくいようなものを実は付言の中で扱っていることもあるのではないかと思います、そうすると、不当性審査とも少し重なる部分を拾う機能もあるのではという気がいたしました。この論点は大切にしたい方が良く、そのような感想を持ちました。

(高橋座長) ありがとうございます。では、今の議論を踏まえて、事務局でまとめていただければありがたいと思います。

それでは、「5. 9 データベースの充実化」に移ります。では、該当箇所の御案内をお願いします。

(井上室長) 論点「5. 9 データベースの充実化」につきましては、資料5の6～7頁を御覧ください。

(高橋座長) では、「5. 9 データベースの充実化」について、議論を進めてまいりたいと思います。前田先生、いかがでしょう。

(前田構成員) 今の総務省のデータベースについてですが、掲載範囲が明確でない、一覧性に欠けることが難点であると思います。今回、このデータベースについて、アンケートなどでその課題や支障事例を把握するということですが、総務省で、裁決と答申のそれぞれについて一括して一定の時期に掲載されているという話を聞いたことがあります。掲載の範囲、掲載更新日や、その時点での審査庁ごとの裁決数などを明確にするということはどうでしょうか。

あともう1点は、先ほども申し上げましたが、裁決書それ自体を公表するというのは、特に地方公共団体ではなかなか難しいので、裁決の内容として、対象となっている処分やその根拠法令、結論などの一定の基本的な内容をデータベースとして整えるということは難しいでしょうか。以上です。

(高橋座長) 事務局、いかがでしょう。

(井上室長) まずいつ裁決答申データベースに、裁決答申を載せるのかということでございますが、これは各審査庁が更新などを行いますので、行政不服審査会それぞれに出た段階で準備がそろい次第、アップをしていただくという形にしております。こちらにつきましては、実は全ての自治体において、また、国の機関において掲載されているわけではありません。今後、今掲載されていない団体について積極的に載せていただくような形で要請をしていきたいと考えております。

また、内容につきましても、現状ですと PDF の内容から文言を検索できないような形になっております。そういった点につきましても今後、これ予算がかかる話ではございますけれども、できるだけ皆さんの使い勝手の良いような形で進めていきたいと考えております。以上でございます。

(高橋座長) では、折橋先生、お願いします。

(折橋構成員) 私は、「5. 9」の補足説明の所で書かせていただいておりますとおり、審査庁名が正確に検索できないということがあります。審査庁名がどうも正確に入力されていないのか、それとも、データベースの様式の問題なのか。例えば、〇〇大臣が審査庁になっているはずの所が、大臣では出ずに、実際に調べてみると、〇〇省という省庁名でヒットするということを経験しています。これは様式の問題なのか、入力側の問題なのか分かりませんが、審査庁名をぜひ正確に入力できるように、確認をしていただけたらと思います。あとはデータベースの機能充実ということが図られたら、ありがたいと思います。以上です。

(高橋座長) ありがとうございます。田中先生、どうぞ。

(田中構成員) ありがとうございます。私もデータベースについては、難しい面もあると思いますが、もう少し使いやすさを向上していただきたいと強く願っております。議論のポイントとして、ヒアリングやアンケートで課題や支障事例を把握するということを挙げられていますが、ぜひユーザー目線でこういったシステムが使いやすいかということも御検討いただきたいと思います。そのため、ヒアリングやアンケートについては、答申や裁決を掲載する側である地方公共団体だけではなく、研究者や士業などもユーザーの大きな部分を占めるとしますので、そのようなユーザーに対してのヒアリングやアンケートもぜひ行っていただきたいと思います。以上です。

(高橋座長) 研究者や士業団体も含めて御検討いただければと思います。それはよろしいでしょうか。

(井上室長) 承知いたしました。

(高橋座長) では、「5. 9」についてはこれくらいにさせていただきたいと思います。続きまして、論点「5. 10 審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上」について、事務局から該当箇所の御案内をお願いします。

(井上室長) 論点「5. 10」につきましては、資料5の8～9頁を御覧ください。

(高橋座長) それでは、ただ今の論点につきまして御議論頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。渡井先生、いかがでしょうか。

(渡井構成員) 簡単なことを一言だけ申し上げたいと思います。こちらに体制整備の案として議論のポイントにまとめていただいておりますように、研修や各士業団体に協力を求めるということと並行して、審理員候補者を確保して、必要に応じて派遣ができるようなシステムをつくっておくことが望ましいと思います。それぞれの自治体がフルセットで体制を整えることは難しいケースもあると思います。極端かもしれませんが、地域や組織の枠を超えて考える必要が生じているのではないかという印象を持っております。以上でございます。

(高橋座長) ありがとうございます。他はいかがでしょう。田中先生、どうぞ。

(田中構成員) ありがとうございます。これまでに出てきた様々な論点がこの論点と密接に関わっているため、非常に重要な論点であると考えます。研修などや体制整備について、ぜひ検討をお願いします。その際には、これまでに挙げた論点で何が問題であったのかということを踏まえて、体制整備、あるいは、研修の実施を検討していただきたいと思います。

例えば、質の向上のために法曹有資格者を確保するという考えもあるとは思いますが、職権主義の下での審理や書面の作り方は、法曹資格を有している弁護士であっても、必ずしもよく分かっていないと考えています。法曹資格者を確保すればそれで済むというのではなく、一歩進んで、行政不服審査特有の問題として何があって、それについてどのように支援すれば、より質の向上が図られるのかということを御検討いただければと思います。以上です。

(高橋座長) 大橋先生、いかがでしょう。

(大橋構成員) この研修の中身ですけども、ここに書いてあるような審理員の特別の研修資格とか、法曹でも必要とされる事実認定という内容は、アドバンスドコースの内容のよう

な気がしています。この研修には、ベーシックコースとアドバンスドコースが必要だと思います。今足りてないのは、どのような事実関係を前提としたのか、どの法律条文を念頭に置いているのか、その要件のどれについて議論をしてそれをどのような理由付けで結論に至ったのか、という要するに行政手続法を始めとするような行政通則法についての基本的な理解だと思います。そのようなところにも問題があるということを明示していただくことは大事だと思っています。

（高橋座長） 折橋先生、いかがでしょう。

（折橋構成員） ありがとうございます。「5. 10」の全体について、例えば、研修とまでいかずとも、年1回、行管センターで実施されている行政不服審査交流会のようなものをもう少し積極的に活用していただく、あるいは、周知していただくことで、参加者を増やすと。そこに参加することでも自治体間・行政機関間を超えて、問題点を共有して、改善すべき点がいろいろなレベルの職員の方に伝わりやすいのではという気がしています。以上です。

（高橋座長） 前田先生、いかがでしょうか。

（前田構成員） 今、研修や交流会への参加の話がありました。職員がそのような研修に参加するとか、交流会に参加するということについても、上司の理解も含めた環境整備が必要になってくると思います。議論のポイントの二つ目で、「審査庁の幹部職員に審理手続の適切な進行管理の必要性について、自覚を持たせるべきではないか」と書かれているところですが、この「幹部職員」について、審査庁業務を直接担当している課の長というよりは、もう少し上の方を念頭に置いていると事務局から伺いました。いずれにしても、どのようにして自覚を持たせるのかということまで考える必要があると思っています。

特に、審理員の数が不足しているために、未処理件数が増加して、審理期間も長期化しているというような状況だと、審理員の質の向上のために特別に研修を行うことが難しいところもあります。そのため、そのような状況を幹部職員に認識してもらうことで、自覚を持っていただく必要があります。その点について、地方公共団体であればその地方公共団体の問題ということではありますが、しっかり「自覚を持たせるべきではないか」と思います。

もし未処理件数がかなり増えているという状況にあれば、行審法の施行状況調査で公表されている部分もありますので、その公表に際し、庁内で認識を共有して、自覚を持っていただく必要があろうかと思っています。この辺は、どういう手立てがあるのか悩んでいるところです。以上です。

（高橋座長） 今のお話で質問が出ましたが、事務局はどうですか。

(水野管理官) 先生方の御指摘は、ごもっともかと思っております。まず研修の充実などにつきましても、様々な研修を積み重ねることによって充実を図ってまいりたいと思っております。また、交流会の活用なども積極的に行ってまいりたいと思っております。それから、確かに上司の理解がないと、下の職員もなかなか研修などに参加しづらいというのはごもっともでございます。資料では幹部職員に進行管理の必要性について自覚を持たせるべきではないかと書かせていただきました。進行管理の必要性は当然のことでございますが、研修に参加することの必要性でありますとか、そもそも行政通則法の知識を学ぶことの必要性など、それを部下の方々に促していく責任についての自覚も持たせるべきではないかと思っております。その方策については、今後検討してまいりたいと考えてございます。

霞が関の中央官庁を例に取りますと、幹部職員については局長クラスでありますとか、審議官クラス、いわゆる指定職級に一定の自覚を持っていたかかないと、なかなか実務が進まないと感じております。例えば、特定の幹部職員については、審査請求でありますとか、行政手続全般についての責任者であるということを明確に、自覚していただければと、そのようなことを漠然とではございますが、考えているところでございます。

(高橋座長) ありがとうございます。私もこの件が一番今の関心事でありまして、交流会などに参加していて、行政不服審査会の方から国の審理員がどうなっているのかという話を何回もお聞きすることは、非常に残念なことだと思ってきました。

国の機関に対する総務省の立場と、地方公共団体に対する総務省の立場は違うと思います。国の機関については、総務省は行政評価の権限、調整権限、そして、勧告の権限などいろいろな権限を持っていらっしゃるわけです。権利救済の仕組みについて、国の行政機関に対して何回も指摘がされているという状況については、総務省の権限の中で何ができるのかということを今回しっかり考えていただきたいと思います。

それから、地方公共団体については、国の機関と地方公共団体の機関の関係でございますので、自治体に対する関与は技術的な助言などにとどまらざるを得ない部分もあるかと思えます。他方で、分権の中でも基盤的な話については、国が責任をもって基盤を整備するためイニシアチブを取る方向に動いてきています。この行政不服審査も、簡易迅速な権利救済の仕組み、そして、裁判の前さばきということで、権利救済という意味で日本国の権利保護の一つの重要なパーツなので、そのパーツの肝の整備をどのように行うのかという意識で、できれば総務省としては地方公共団体に対する働き掛けも迫力を持って行っていただければありがたいと思います。その辺の観点から、ぜひ地方公共団体にどういう形で働き掛けが可能なのかということを考えていただければありがたいと思います。以上です。

では、そのようなことで議論まとめさせていただければ、ありがたいと思います。

それでは、続きまして議題(3)のうち、「検討会で方針を議論いただく論点」につきましても、こちらについては、本日議論する二つの論点についてまとめて案内をいただいた後に、議論を進めてまいりたいと思います。では、事務局、よろしくお願いします。

(井上室長) 「5. 6 答申の対象」につきましては資料5の3頁、それから、「5. 11 審査会・審理員事務の委託等の促進」につきましては10頁を御覧ください。

(高橋座長) 「5. 6 答申の対象」、「5. 11 審査会・審理員事務の委託等の促進」について御議論ください。よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。そういうことでアンケート、ヒアリングで把握の上、検討していたいて、更に取りまとめに反映していただければありがたいと思います。

それでは、次に議題(3)のうち、「事務局で方針を作成し、検討会で確認いただく論点」につきまして、事務局から該当箇所の御案内をいただきたいと思います。

(井上室長) 議題(3)のうち、「事務局の方で対応方針を作成し、検討会で御確認いただく論点」の説明でございますが、「5. 2 審査庁が地方公共団体の長でない場合の諮問の可否」でございます。行審法の43条1項柱書きでは、特に地方公共団体についてなのですが、審査庁が地方公共団体の長以外の場合には、行政不服審査会などへの諮問義務はかけられておらず、審査庁が教育長である場合には行審法上、審査会の諮問義務がかけられないことになっております。この件につきましては、本件と同様なケースが論点になるのか、どのような支障が発生するのかについて、その実態把握の上、検討を進めてまいりたいと考えております。

(高橋座長) ありがとうございます。この件について御意見頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。では、田中先生、どうぞ。

(田中構成員) ありがとうございます。審査庁が教育長の場合に関しては、法改正後に、審査庁が教育長になることとなり、問題となりました。また、資料に記載されている地方公営企業に関しては、今年1月の最高裁判例によってこのような問題が生じました。ですので、今の時点でどういう事例が存在するのかという点もちろん重要ですが、今後、判例その他の様々な動きによって、このような問題が生じる可能性もあるということも、念頭に置いて御検討いただければと思います。以上です。

(高橋座長) まず、現存の話を含めて調査いただけるということと、今、田中先生がおっしゃったように将来的な可能性も含めて事務局で検討していただいた上で、最終的に御提案いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

(井上室長) 承知いたしました。

(高橋座長) このような形で取りまとめをさせていただきたいと思います。

5. 議題(4) ヒアリング・アンケートの項目案について

(高橋座長) では、本日最後の議題に移りたいと思います。議題(4)のヒアリング、アンケートの項目案について、事務局からの説明をお願いしたいと思います。

(井上室長) 事務局でございます。まず資料6のヒアリング関係でございます。ヒアリングにつきましては今後、士業団体、実際の審査庁、処分庁の行政不服審査会などの制度の運用を行っている機関や団体、地方公共団体に対しても行う予定でございます。

具体的なヒアリング事項につきましては、構成員の皆様のお手元でございますヒアリング項目を御参照ください。士業団体につきましては、10個のヒアリング内容を用意しております。また、国や地方公共団体につきましては、全部で15問のヒアリング内容を御用意しております。こちらの方で、国・地方公共団体、それからユーザーとなります士業団体の意見を把握していきたいと考えております。

また、資料7のアンケート項目でございます。こちらにつきましてもヒアリングと同様に、都道府県、政令市、それから、市区町村を対象に27問のアンケートを用意しております。アンケートの項目につきましては、論点と重なる形で現状、組み立てておりますので、適宜、本件につきまして御意見など、賜ればと考えております。以上でございます。

(高橋座長) ただ今の御説明につきまして、構成員の皆様からの御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。渡井先生、よろしくお願いします。

(渡井構成員) ありがとうございます。審査会に対するヒアリング、アンケート項目について、行政不服審査法の43条との関係で諮問を要しないとした案件ですとか、そのように考えられるかもしれないと検討した案件がもしあれば、その点を尋ねてもよいのではないかと思います。

例えば、身体障害者手帳の交付や、その等級の認定に関する審査請求は、諮問の数が多い領域の一つだと思います。他方で、手帳が交付されない、あるいは、本人が思っているよりも軽い等級の認定しか得られなかったという場合には、医師の診断書に加えて部外の第三者の委員もいらっしゃる社会福祉審議会の議論を経ていて、専門性の判断に加えて公平性も担保されていることとなります。そうすると、審査会への諮問を要しないとも考えることができるのではないかと思います。ほかには大量請求のようなケースもあると思いますが、いずれにしても諮問を要しないとするのは大きな判断ですので、各地の審査会で議論になっているかどうかには私は関心がございます。以上でございます。

(高橋座長) 事務局、いかがでしょう。

(井上室長) 皆様の御意見を踏まえまして、ヒアリングを実施させていただきたいと思います。

(高橋座長) ありがとうございました。では、田中先生、どうぞ。

(田中構成員) ありがとうございます。アンケート、ヒアリング項目について1点お願いがございます。前回、地方における義務付け裁決の割合が高いことが、肌感覚と違っているため、追加で調査お願いした結果、情報公開や個人情報保護の案件がかなりの割合を占めていることが判明しました。行政不服審査法の改正による義務付け裁決の活用という意味からは、情報公開や個人情報保護の数字を区別して把握しなければならないと思います。今回、不当性審査などについての件数がアンケートやヒアリングの項目に挙がっていたと思いますが、調査の際には、情報公開や個人情報保護を区別することを御検討いただければと思います。以上です。

(高橋座長) 今の点はいかがでしょう。

(井上室長) 適宜、検討させていただきます。

(高橋座長) それでは、先生の御意見がございますので、それを基に計らいたいと思っております。

ありがとうございました。それでは、このような形で修正した上でアンケート・ヒアリングを実施させていただければありがたいと思います。

6. 閉会

(高橋座長) 本日も活発な御議論いただきまして、誠にありがとうございました。本日頂いた意見を今後の改善の方向性に反映していただければと思います。それでは、次回以降の予定などにつきまして、事務局から御説明頂戴したいと思います。

(井上室長) 構成員の皆様には貴重な御意見頂きまして、また、円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。本日頂きました御意見を踏まえまして、公正性の向上に関する論点、国民の利便性の向上に関する論点、それから、その他の論点について反映したいと思っております。また、次回につきましてはヒアリングという形になりますが、具体的な方向性などにつきましては別途、事務局の方から御連絡差し上げたいと思

っておりますので、よろしくお願いします。

（高橋座長） ありがとうございます。それでは、以上をもちまして行政不服審査法の改善に向けた検討会の第3回を終了させていただきます。なお、検討会の冒頭にもお伝えしましたように、本日の配布資料については総務省ホームページで公開をいたします。議事録についてもこれまでと同様に、事務局より各構成員と各発表者に御発言部分の御確認をいただいた後に、速やかにホームページに掲載したいと思っておりますので、よろしくお願いします。本日はどうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

（了）